財務省関東財務局

No.18（月1回発行）
平成２７年９月

KANTO 金融サービス info

かんとう きんゆうさーびす いんふぉ

◆ 関東財務局は、財務省の総合出先機関として、また、金融庁から事務委任を受け、関東甲信越地区の１都９県において、財政や金融に関する業務を行っております。
◆ ここでは、地域の皆様と金融サービスに関する情報を共有し、利用者保護の推進を図ることを目的として、金融サービス利用者等に役立つ情報を分かり易く提供していくこととしています。

注意喚起

振り込め詐欺被害額　過去最高！

◆ 平成26年における振り込め詐欺の被害状況は、11,256件・約379億円と被害額は過去最高となっており、平成27年上半期は、前年同期に比べて件数は約3割、被害額は約1割増加中。

◆ 最近は、「架空請求詐欺」や「還付金詐欺」が増加傾向。

◆ 金融機関を通じた振り込みに加え、現金やキャッシュカードを直接被害者の自宅などに取りに来る「現金受取型」や宅配便などを利用し指定した宛先に配達させる「現金送付型」の手口が増加！

振り込め詐欺　被害件数・被害額

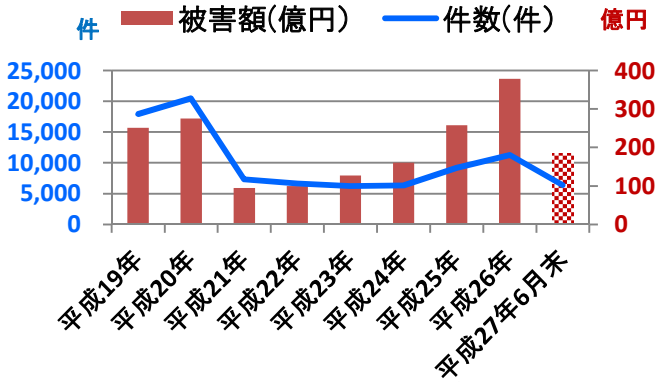

（資料：警察庁公表資料に基づき作成 暫定値）

被害にあわないために！

①「電話番号が変わった」という電話は詐欺！

必ず以前から聞いている電話番号に連絡して事実を確認しましょう！

②「必ず儲かる、元本保証、高配当」をうたう勧誘に注意！

見慣れない金融商品や投資パンフレット、聞きなれない投資会社や金融業者からの電話やダイレクトメールに要注意！

③「すぐに高値で買取ります」というのは詐欺！

過去に被害にあった方に、高値で買い取る代わりに、別の商品を売りつける詐欺に要注意！

➢ 日頃、高額の振り込みを行うことがない場合は、万が一に備え、金融機関のATM利用限度額を引き下げることをお勧めします。

振り込め詐欺等の被害にあわれた方へ

警察及び振り込んだ先の金融機関へ連絡を！
振り込んでしまったお金が返ってくる
可能性があります！

☑ **振り込め詐欺救済法(※）に基づき、振り込んだ口座の残高や他に同じ被害にあった方の被害額に応じて、被害額の全部又は一部(被害回復分配金)の支払いを受けられる可能性があります。**

※振り込め詐欺救済法とは、振り込め詐欺等の預貯金口座への振込みを利用した犯罪の被害者に対して、振込先の口座(犯罪利用預金口座)に一定の残高が残っている場合、当該残高を原資として被害回復分配金の支払いを行うことにより被害の回復を図ること等を目的とした法律であり、平成20年6月に施行されています。

☑ **振り込め詐欺のほか、社債、未公開株等の取引を装った詐欺やヤミ金融などの被害も、振込みにより被害が発生した場合は、振り込め詐欺救済法の対象となります。**

☑ **被害にあってしまった場合や被害が疑われる場合には、速やかに警察、消費生活センターや振込先の金融機関へご連絡ください。**

≪注意事項≫

急増している振込手続によらない詐欺(例えば、現金の手渡し、レターパック・宅配便等で現金を指定した宛先に郵送というケース）は、振り込め詐欺救済法の適用は受けられません。

注意喚起

振り込め詐欺の救済を名乗る詐欺にご注意！

振り込め詐欺の被害者に対して、金融機関や公的機関等を連想させる名称等を名乗り電話やチラシ等による勧誘を行い、振り込め詐欺救済法に基づき被害金を返還するなどの返金制度を装った詐欺行為が発生しています。

振り込め詐欺救済法の詳細はこちら

金融庁HP http://www.fsa.go.jp/policy/kyuusai/furikome/index.html.

（本件に関するお問い合わせ先）金融監督第１課　電話048-600-1146

編集発行　関東財務局 理財部 金融監督第5課(048-600-1094)